

海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

1 基本的事項

- (1) 環境影響評価方法書に記載されている調査，予測及び評価の手法を適切に実施すること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の段階では，現時点で明らかになっていない設備の諸元を可能な限り明らかにし，それらの情報を基にできる限り定量的な予測評価を行うこと。また，基本設計等を決定するにあたっては，環境負荷の低減の観点からも検討し，その概要及び経緯を具体的に準備書に記載すること。また，基本設計等の策定や環境影響評価を行う過程において，新たに環境に影響を与えるような事実が判明した場合は，必要に応じ，環境影響評価項目の追加を行い，適切な調査・予測・評価を行うこと。
- (3) 環境関係法令に係る手続きが必要となる場合は，遅滞なく届出等を行うこと。
- (4) 不測の事態が生じた時には早急に対応し，関係機関に報告を行い，地域住民及び関係機関と連携をとっていくこと。
- (5) 準備書の作成に当たっては，環境影響評価制度の目的の一つである外部の意見を聴くということ十分に尊重し，事業計画，環境調査等に関する情報を具体的に記載するなど住民に分かりやすい準備書にするとともに，インターネットの利用による縦覧においては，印刷設定を見直すなど，住民が事業の内容を理解し意見を述べやすくなるような工夫に努めること。また，環境影響評価を実施するにあたり，必要に応じて地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに，広く意見を求めたうえで十分配慮すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- 施設の稼働（排出ガス）に伴う大気質の現地調査の地点について，選定理由とその根拠を明らかにして準備書に記載すること。
- 対象事業実施区域及びその周辺において，光化学オキシダント及び微小粒子状物質の環境基準が未達成であり，その生成機構が複雑であるが，発生の一因である窒素酸化物及びばいじん等に係る環境保全措置について十分に検討し，準備書に記載すること。
- ばい煙に関する事項で，ダイオキシン類等有害物質についても可能な範囲で排出濃度等諸元を明らかにすること。また，排出濃度等が高く周辺環境に影響を与えるおそれがあると考えられる場合は，環境影響評価の項目に追加し，予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音

対象事業実施区域の周辺には非常に交通量が多い道路があり、車両の運行に伴う渋滞や騒音等による環境への影響を回避・低減するため、適切な環境保全措置を十分に検討し、その内容を準備書に記載すること。

(3) 水環境

- 対象事業実施区域の周辺の海域では、化学的酸素要求量（COD）や全りんの環境基準が未達成であるため、海域への排水による環境への負荷を低減するため環境保全措置を検討し、その内容を準備書に記載すること。
- 冷却塔等から出る排水の水温予想値の年間変動を明らかにし、周辺海域の水温と比較することで、温度差が最大と認められる時期を明らかにし、一定の精度が保てると認められる手法により予測を行い、準備書に記載すること。

(4) 景観

施設の存在に伴う景観について、多数の地域住民が利用し、発電所を望むことができる近景域や海田大橋等海側からの眺望地点の場所についても検討し、必要に応じて調査地点の追加を検討すること。

また、ボイラ設備などの工作物等については、景観に配慮した配置なども含めた環境保全措置を検討し、その内容を準備書に記載すること。

(5) 廃棄物等

- 土壌汚染対策法に規定する汚染土壌の発生及び搬出がある場合は、その飛散や悪臭、地下浸透の防止方法など汚染を拡大しないための方法について、準備書に記載すること。
- 燃焼灰をはじめとした廃棄物について、保管、運搬、再利用等の計画を具体的にして、その内容を準備書に記載すること。

(6) 温室効果ガス等

- 発電用燃料に関する事項に関して、バイオマスの混焼割合が不透明であるため、バイオマス燃料の調達見込を準備書に記載し、平均的な混焼割合を明らかにすること。
- 森林の適切な管理につながるよう林地残材の活用等バイオマス資源の安定的な調達の方法についても検討すること。また、竹等多様なバイオマス資源の利用についても検討すること。
- 予測は二酸化炭素の排出量に加え、排出係数（発電量あたりの二酸化炭素排出量）でも行うこと。また、燃料の調達及び廃棄物の処分等、燃料等の運搬からの排出を対象にした予測も検討すること。
- 二酸化炭素の排出削減については、事業者として実行可能な範囲で、バイオマス燃料の混焼割合の下限目標値の設定など、排出削減する方法について、準備書に記載すること。